

委員会提出議案第2号

日本国国章損壊罪の新設を求める意見書について

日本国国章損壊罪の新設を求める意見書を次のとおり提出する。

令和8年3月18日提出

西条市議会総務委員会委員長 三好和彦

日本国国章損壊罪の新設を求める意見書

刑法第92条において、我が国と外国との円滑な国交関係及び相互尊重を図るため、外国に対して侮辱を加える目的で、その国の国旗その他の国章を損壊し、除去し、又は汚損した者を処罰する外国国章損壊罪が規定されている。これは、国際社会における各国の尊厳と象徴を法的に保護する重要な刑罰規定である。

しかしながら、日本国旗その他の国章に対して、国家の尊厳を直接的に保護する明確な刑罰規定は現行刑法には存在していない。日本国旗が損壊又は汚損された場合、状況によっては器物損壊罪等が適用される可能性はあるものの、国家の象徴に対する侮辱行為そのものを対象とした規定とは言いがたく、国家の象徴としての尊厳を守る観点からはじゅうぶんな法的保護がなされているとは言えない状況にある。

日本国旗は、我が国の歴史、文化及び国民統合の象徴であり、国旗及び国歌に関する法律においても国家の象徴として明確に位置付けられている。国家の象徴に対する敬意を守ることは、国民の共通価値及び社会秩序の維持に資する重要な要素であり、これを公然と侮辱する行為を看過することは、国家の尊厳を損ない、社会の分断や対立を助長するおそれがある。

外国の国旗その他の国章を保護する刑罰規定が存在する一方で、自国の国旗その他の国章を直接的に保護する規定が存在しない現状は、法体系上の均衡を欠くものと言わざるをえない。国家の象徴に対する侮辱的行為に対して明確な法規範を設けることは、国家及び国民の尊厳を守るとともに、国際社会における国家としての信頼性を維持する観点からも重要である。

よって、政府及び国会においては、刑法を改正し、日本国旗その他の国章を侮辱する目的で損壊し、除去し、又は汚損する行為を処罰対象とする日本国国章損壊罪を新設し、外国国章損壊罪と同等の罰則を設けることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月18日

愛媛県西条市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣

提案理由
口頭說明